

議案第 77 号

埼玉県道路公社の新見沼大橋有料道路の料金の一部の変更の同意について
道路整備特別措置法（昭和 31 年法律第 7 号）第 10 条第 4 項の規定により、埼玉県道路公社が別紙のとおり新見沼大橋有料道路の料金の一部を変更することについて、同法第 16 条第 1 項及び第 2 項の規定により同意することの議決を求める。

平成 26 年 2 月 7 日提出

さいたま市長 清水 勇 人

(別紙)

新見沼大橋有料道路

(変更前)

(通行1台1回につき単位：円)

車種	普通車	大型車（Ⅰ）	大型車（Ⅱ）	軽自動車等	軽車両等
料金の額	150	250	560	100	20

(変更後)

(通行1台1回につき単位：円)

車種	普通車	大型車（Ⅰ）	大型車（Ⅱ）	軽自動車等	軽車両等
料金の額	150	260	580	100	20